

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 26 年 5 月 27 日

議席番号 15 番

東村山市議会議長 様

質問者 蜂屋 健次

質問の項目と要旨

1. コミュニティバス新規路線導入について

1. ガイドラインによる新規路線導入のための市内地域組織会議の進捗状況は、(これから立ち上げ予定の会議も含む)
2. 各地域組織の新規路線導入実現の見込みはどのような状況であるのか伺う。
3. ガイドラインの要件を満たせない地域については
 - (1) 乗り合いバス以外の試験的導入も検討すべきではないか。
 - (2) 道路運行法第 4 条ではなく、第 21 条を適用も検討すべきではないか。
4. 実証運行まで、ガイドラインの要件を一つでもクリアできなければ実証運行できないが、この場合は「交通不便地域」にどのような進路の選択があるか。
5. 「交通不便地域」にコミュニティバスの導入が不可能になった場合、対策として市はどのような施策を検討しているか。
6. コミュニティバスの運賃改定(値上げ)の理由を確認の意味で伺う。
7. 運賃改定によって補助金の差額をどのくらい見込んでいるのか。
8. 差額をあてにしているのであれば、既存路線こそ運行状況を見直すべきでないか。
9. 差額は新規路線導入にあてるとのことだが、差額とは別に新規路線に対する予算はいくらまで組めるのか。
10. 「多摩湖町にバスを走らせる会」の会議進捗状況と今後の見通しを伺う。
11. 地域でガイドラインとは別に、交通手段を立ち上げた場合、市としてバックアップする態勢はあるか。(予算など具体的に)
12. 以上 1～11 について、市長に総括的に伺う。